

6. 汚水取付管の位置確認書作成要領

汚水取付管の位置確認書作成要領

第1条 適用	1. この要領は、鹿児島市水道局下水道部（以下「水道局」という）が施行する汚水取付管の位置確認書（以下「確認書」という）の作成に適用する。
第2条 用語の定義	1. 係員とは、水道局下水道管路課及び下水道建設課の担当職員をいう。 2. 担当技術者とは、排水設備工事責任技術者をいう。
第3条 提出書類	1. 受注者は、工事着手前に確認書を作成し、係員へ提出すること。
第4条 審査	1. 受注者は、確認書について審査を受け、訂正を指示された場合は、速やかに処理すること。 2. 受注者は、完成検査後のオフセットが当初と変わる場合（20cm以上）は、新規に確認書を作成し直すこと。
第5条 私有地への立入り	1. 私有地に立ち入る場合には、身分証明書を携行すること。 身分証明書は、「排水設備工事責任技術者証」とする。
第6条 汚水取付管の位置確認書作成	1. 担当技術者は、家屋及び土地所有者に確認書及び汚水取付管工事説明書等を配布すると同時に、十分に説明を行ったうえで位置確認を行うこと。 2. 汚水取付管は同一敷地に1か所を原則とする。但し、同一敷地に2か所以上必要となる場合は、係員と協議すること。 3. 汚水取付管位置は、道路公私境界部分か宅地内の道路公私境界より50cmに、標示ピン又は木杭等で確認できるように標示すること。 なお、宅地内に標示する場合には、必ず土地所有者の了解を得なければならない。 4. 排水設備の延長が長い場合又は宅地が低い場合など、自然流下で本管に接続できない場合は、係員と協議すること。 5. 口径150ミリメートル以上の汚水取付管を必要とする箇所は、係員及び給排水設備課の職員と協議すること。 6. 空き地及び駐車場については、原則として取付管を設置しない。 7. 受注者は、取付管の施工前に家屋及び土地所有者から位置変更の要望があった場合は、速やかに係員と協議の上処置すること。 8. 確認書には、家屋及び宅内設備の略図、家屋及び土地所有者の氏名又は店の屋号等、汚水取付管の位置及び土地境界からの距離、本管の管種及び口径等を記入すること。（汚水取付管の位置確認書（記入例）参照）
第7条 協議録	1. 担当技術者は、汚水取付管の位置確認について疑義が生じた場合は係員との協議を行い、その協議内容を明らかにするために、その都度協議録を係員に提示し確認を得ること。
第8条 水道局が提供する図書	1. 水道局が汚水取付管の位置確認を行うために提供する図書は、次のとおりとする。 (1) 汚水取付管の位置確認書（裏面は排水設備工事予定調査表） 必要数 (2) 汚水取付管の位置確認書（記入例） 1部 (3) 汚水取付管工事説明書 1部

年 月 日

鹿児島市水道事業及び公共下水道事業管理者
水 道 局 長 殿

住 所
受注者 商号又は名称
代表者氏名

印

汚水取付管位置確認担当技術者通知書

汚水取付管の位置決定担当技術者を下記のとおり通知します。

記

工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	年 月 日 から 年 月 日
排水設備工事 責任技術者氏名	
登 録 番 号	第 号
生 年 月 日	
所 属	

※ 排水設備工事責任技術者証の写しを添付すること。

汚水取付管工事説明書

【汚水取付管の位置確認書及び排水設備予定調査表の提出について】

今回の汚水本管工事と同時に、各家屋へ汚水取付管を設置する工事を行うため、取付管の設置位置をあらかじめ確認する必要があります。

家屋及び土地所有者の方は、以下の説明事項をご理解のうえ、「汚水取付管の位置確認書（以下「位置確認書」という）」を提出して頂くようお願いいたします。

また、「汚水取付管の位置確認書」の裏面が排水設備予定調査表となっております。

これは、排水設備工事予定の調査に回答いただき、市民の皆様の実情を把握したうえで下水道の普及促進を図るための参考とさせていただきますので、併せて記入くださるようお願いいたします。

説明事項

1. 汚水取付管とは、便所、台所、浴室、洗濯などのすべての生活排水を道路内に布設されている汚水本管に流入させるために各家庭等に向ける管のことであり、原則として宅地内50センチメートルまでは水道局で布設いたします。
2. 今回記入していただく位置確認書に基づいて水道局が取付管を設置いたしますので、この取付管に各家庭の排水設備（水洗便所等）を連結してください。
取付管工事の際は、宅地内の一部を掘さくしますので、あらかじめご了承ください。
取付管の位置については、設置後の変更はいたしませんのでご注意ください。
また、今回ただちに水洗便所工事をされない場合でも、原則として取付管の位置を定めてくださるようお願いいたします。
3. 公共下水道が設置されて処理区域になりますと、建物の所有者などは、遅滞なく宅地内のすべての生活排水を公共下水道に流入させるため、排水設備を設置しなければなりません。（下水道法第10条）
また、くみ取り便所は、下水の処理を開始すべき日（処理告示日）から3年以内に公共下水道に連結した水洗便所に改造しなければなりません。（下水道法第11条の3）
4. 位置確認書は、配布後近日中に回収に参りますので、よろしくをお願いいたします。

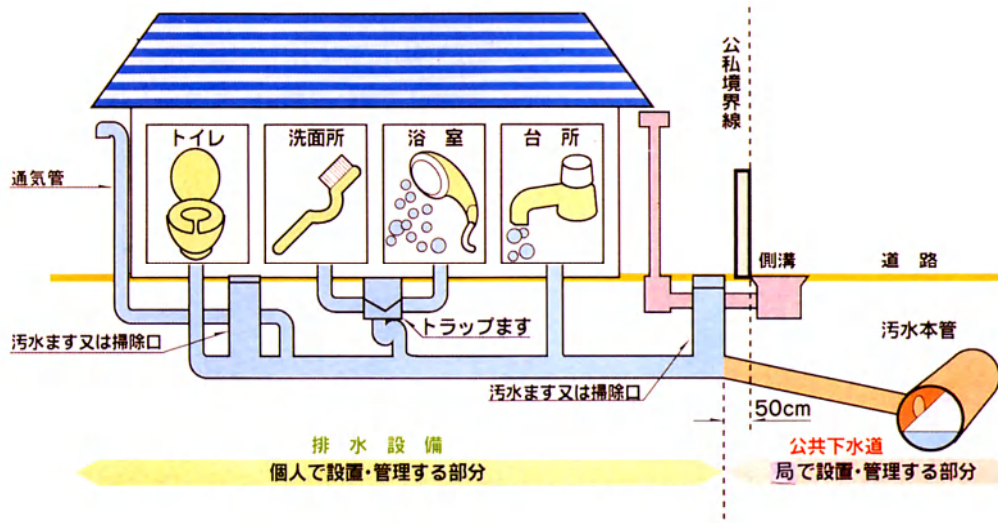
【汚水取付管の位置確認に関するお問合せは】

・受注者	・位置確認業者
・電話番号（ ） — （現場代理人）	・電話番号（ ） — （担当技術者）

【排水設備予定調査表の記入に関するお問合せは】

鹿児島市水道局下水道部下水道管路課整備係 電話 257-7111（内線417～418）

< 排水設備の構造と公共下水道 >



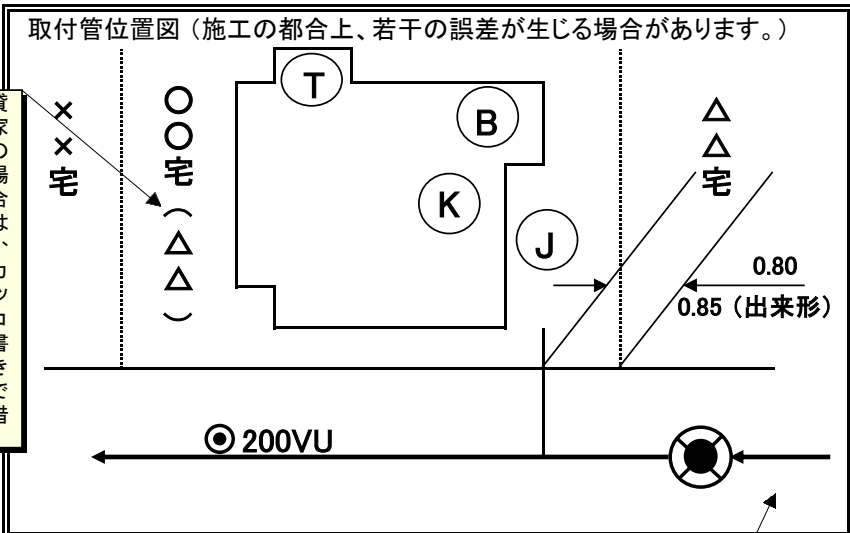
汚水取付管の位置確認書（記入例）

（この確認書は、鹿児島市水道局が行う汚水取付管工事の設置位置及び宅地内の埋設について、家屋所有者及び土地所有者に確認していただき、鹿児島市水道局へ提出するものです。）

※別紙説明書をお読みになり、記入例を参考に太線枠内をご記入ください。

排水設備 設置場所	鹿児島市 鴨池新 丁目 1 番地 10 号 町 番地 号			
家屋所有者	住所	鹿児島市 鴨池新 丁目 1 番地 10 号 町 番地 号		
	ふりがな	げすいどう たろう		
	氏名	下水道 太郎		電話 (099) 257 - 7111 備考
	下図の取付管の設置位置について工事後に異議を申しません。 なお、位置の変更をする場合は私方で費用の負担を含め一切の対応をします。			
土地所有者	住所	鹿児島市 鴨池新 丁目 2 番地 11 号 町 番地 号		
	ふりがな	げすいどう はなこ		
	氏名	下水道 花子		電話 (099) 257 - 7222 備考
	下図の取付管の設置位置及び宅地内の埋設について工事後に異議を申しません。 なお、位置の変更をする場合は私方で費用の負担を含め一切の対応をします。			

家屋と土地の所有者が同じ場合は「同上」で結構です



貸家の場合は、カッコ書きで借家人も記載してください

※二重枠線内については、取付管施工業者で記入します。

世帯数	メータ数(散水除く)
1 世帯	1

いずれかに○をして下さい。

①建物の用途
 一般住宅 (家事兼営業を含む)
 ・事業所 (業種)

②現在の便所の種別
 浄化槽
 くみ取り
 ・その他 (新築予定等)

押印「同左」の場合でも

工事名	年度	第 〇 工区	取付管番号	年間の通し番号
			〇〇 番	第
受注者名	〇〇建設		担当技術者の	所属会社名
	電話 (099) 〇〇〇 - △△△△		会社名	
現場代理人名	現場代理人名		担当技術者名	排水設備工事責任技術者名

※受注者はオフセットについて、当初を上段黒書き（ホールペン）し、竣工図面の値と異なる場合は、下段朱書きで記入すること。

※家屋及び土地所有者の要望により取付管位置を変える場合は、受注者は監督員と協議し位置確認書を再度作成すること。

※取付管位置が上図と大きく変わる場合、又は、取付管位置が変わったことにより排水設備接続に支障があると監督員が判断した場合は、手直しを行うこと。（ここで、大きくとは20cm以上を指すこととする。）

※修正液での訂正は不可とする。

排水設備課		下水道建設課	
係長	係	課長	係長

連結	検査印
年月日	印

点線から下は給排水設備課で処理する。

排水設備工事予定調査表(記入例)

この調査表は、各家屋の排水設備工事の予定を把握するものですので、必ず設置者が記入して下さいをお願いします。

設置者とは、土地所有者または家屋所有者で排水設備工事を行う方です。

排水設備工事予定時期(いずれかに○をしてください。)	
1年以内	1年以降を選択された方のみ 理由 1. 改築計画があるため 2. 借地にしているため 3. 借家にしているため
1年以降 その理由等を右の欄に記入してください。	<input checked="" type="radio"/> ④. その他 (経済的に余裕がないため) 接続予定時期 年 月 頃
排水設備の工事についてなにかご意見があれば記入して下さい。	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin: 10px;"> 「その他」に○の場合は、その理由についても記入してもらおう。 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin: 10px;"> 1年以降に○の場合は、その理由の番号に○を付けてもらおう。 </div>	

※1. 排水設備とは、便所、台所、浴室、洗濯などのすべての生活排水を道路内に布設してある汚水本管に流入させるために、個人で設置する排水管等の設備をいいます。

※2. ご提供いただいた個人情報は、鹿児島市水道局が下水道事業に関わるものに使用するものとし、それ以外の用途には使用しません。